

(巻末資料)会計の定義(一般会計・特別会計・普通会計)

◆一般会計◆

通常の公共事務事業に要する経費の収入・支出を扱う会計
たとえば、保健医療、福祉、教育、住宅、道路橋梁、公園、清掃、消防等の各事務事業の
収支を経理している

◆特別会計◆

特定の事業を行う場合に、その他特定の歳入を持って特定の歳出に充て、一般の歳入
歳出と区分して経理する必要がある場合、法令又は条例に基づいて設置される会計

大阪市では、特別会計をさらに性質により、次の4つに区分しています

◆政令等特別会計◆

特別会計のうち準公営企業会計と公営企業会計を除いた会計
一般会計と同様地方自治法の財務関係規定の適用をうけ、単式簿記の会計経理の
方法により処理される

◆準公営企業会計◆

地方公営企業法の規定(財務規定等、組織、身分取扱い)のうち財務規定等の規定が
適用される企業にかかる会計

◆公営企業会計◆

地方公営企業法の規定の全部が適用される企業にかかる会計

◆公債費会計◆

各会計の公債関係の歳入・歳出を一括して経理する整理会計

◆普通会計◆

総務省の地方財政決算統計上における会計区分
公営事業会計以外のすべての会計を普通会計とし、地方公共団体間の比較や時系列比
較が可能となるようにされている

◆公営事業会計◆

- ・公営企業会計(地方財政法施行令第12条に掲げる事業)
- ・収益事業会計、国民健康保険事業会計等の事業会計
- ・上記以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業にかかる会計

(大阪市の場合の普通会計)

$$= \text{一般会計} + \left\{ \begin{array}{l} \text{市街地再開発事業会計の一部} \\ \text{土地先行取得事業会計} \\ \text{母子寡婦福祉貸付資金会計} \\ \text{心身障害者扶養共済事業会計} \end{array} \right\} - \text{会計相互間の重複}$$